

(案)

業務用自動車賃貸借契約書

沖縄県中部農林土木事務所 所長 親川 健作（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）との間に業務用自動車（以下「車両」という）の賃貸借について、次の条項により契約を締結する。

（目 的）

第1条 甲は、賃貸借車両を公務執行の用に供することを目的とする。

（賃貸借物件）

第2条 乙は、甲に対し次に掲げる車両を賃貸し、甲はこれを賃借する。

- （1） 車名
- （2） 登録番号
- （3） 車台番号
- （4） 塗色
- （5） 数量 1 台
- （6） 付属品

（賃貸借期間）

第3条 この契約による賃貸借期間は、令和8年3月1日から令和13年2月28日までとする。

（車両の引渡）

第4条 乙は、道路運送車両法に基づく全ての手続き及び整備を完了し、すみやかに甲に引渡すものとする。

（自動車の品質等の不適合）

第5条 車両の引渡しの時、車両の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、甲は乙に対し改善の要求を行うことができる。その場合、乙は誠意をもってその改善を行うものとする。

（車両の現状変更）

(案)

第6条 甲は次の場合、事前に書面で乙の承諾を得なければならない。

- (1) 車両の原状の変更をする時
- (2) 車両の使用の本拠地の変更及び保管場所の変更

(賃貸借料)

第7条 賃貸借料は総額〇〇円(月額〇〇円×60ヶ月)とする。

(うち取引に係る消費税額及び地方消費税総額〇〇円、月額〇〇円とする)

(注)「取引にかかる消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、算出したものである。

(請求、支払い)

第8条 前条に定める賃貸借料は毎月払いとし、甲は適法な請求書を受理日から起算して、30日以内に当該請求金額を乙に支払うものとする。

2 甲は自己の理由により料金の支払いを遅延した場合は、乙に対して、前項の期間満了の翌日から支払の日まで、政府契約の支払い遅延に対する遅延利息の率で計算した遅延利息を加算して支払うものとする。

3 契約開始の月または終了の月において機器の使用期間が1カ月に満たない場合、賃貸借料金は使用期間に応じて日割り計算して算出する。

(契約保証金)

第9条 乙は、契約金額(長期継続契約にあつては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額)の100分の10以上の額を、契約保証金として甲に納めるものとする。ただし、沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号)第101条第2項の規定に該当する場合は、これを免除する。

(燃料代)

第10条 第2条の車両に要した燃料は、甲の負担とする。

(費用)

第11条 賃貸借車両に対する公租公課その他一切の賦課金は、乙が負担するものとする。

(車両の保険)

(案)

第12条 乙は、この契約の期間中賃貸借車両について、甲を被保険者とする次に掲げる自動車保険契約を締結するものとする。

- (1) 車両保険 自家用自動車総合保険（オールリスク）
- (2) 対人賠償保険 無制限
- (3) 対物賠償保険 無制限
- (4) 人身傷害補償保険 無制限

(保守点検)

第13条 乙は、この契約の期間中賃貸借車両について次に掲げる定期点検を行うものとする。

- (1) 道路運送車両法に定める定期点検整備及び継続検査のための点検整備
- (2) 車両メーカーの定める整備スケジュールに従った点検整備
- (3) 車両の正常使用中に発見される故障の修理
- (4) 消耗、摩耗部品、油脂類の交換（タイヤ、バッテリー含む）

2 前項の保守点検は、原則として乙の指定する工場で行うものとする。ただし、緊急等によりこれにより難い場合は、事前に乙の承諾を得た上で他の工場で行うことができるものとする。

(甲の修理費負担)

第14条 前条第1項の規定にかかわらず次の場合の修理費は、甲が負担するものとする

- (1) 甲の故意もしくは重大な過失に起因する修理に関する費用
- (2) 保険金で補填されない修理に関する費用
- (3) 甲が乙の承諾なしに実施した修理に要する費用

(代車の提供)

第15条 乙が第13条に規定する保守点検を行うため、甲が必要としたとき乙は甲に対し代車を無償で提供するものとする。

2 乙は契約開始日までに当該賃貸借車両を納入できない場合、当該賃貸借車両と同等な車両を代車として手配し、納入までの間、甲に提供するものとする。

(車両の減質等)

第16条 車両が減失または盗難に遭い回収の見込みがない時、または損傷して修理不能になった時、甲は、直ちに乙に報告するものとする。

(案)

(賃借権譲渡等の禁止)

第17条 甲は、賃貸借車両について賃借権の譲渡転貸、又は、担保の用に供してはならない。

(期間満了及び再リース)

第18条 契約期間が満了する2か月前までに、甲から再リースの意思表示があった場合は、再リース契約により継続することができる。

2 再リース契約をしない場合は、甲は契約期間満了までに乙に車両を返還する。

3 車両返還が遅延した場合は、甲は遅滞に対して応じた賃貸借料を乙に支払わなければならない。

4 返還の際、車両の原状が契約期間中の自然消耗品以外に引渡の時と異なる時は、甲の責任で車両を原状に回復しなければならない。但し、乙の承諾を得て実施した原状回復についてはこの限りではない。

(損害賠償責任)

第19条 甲、乙いずれか一方がこの契約に違反した場合において、その相手方に損害を与えたときは、契約違反者は直ちにその損害を賠償しなければならない。

(第三者に対する損害賠償)

第20条 車両の使用または保管等に起因して第三者に損害を及ぼした場合、甲が責任をもって解決するものとする。

2 甲は、事故発生の経過、処理状況その他明細書等を乙に報告し、乙は報告を受けたその処理及び解決に全面的に協力するものとする。

(乙の権利)

第21条 乙は貸与車両に乙の所有であることの表示をすることができる。

2 乙又は乙の代理人は、貸与車両をその保管場所において点検することができる。

(契約の解除)

第22条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らかの催促を要さず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な

(案)

行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

(2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合、これによって生じる乙の損害についてはその責めを負わない。

3 乙は、甲が第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(再受任者等に関する契約解除)

第22条の2 乙はこの契約に関する再受任者等(再受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。)及び再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が、排除対象者(前条第1項各号に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再受任者等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、この契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第22条の3 乙は、この契約に関して、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告し、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(案)

(裁判管轄)

第 2 3 条 この契約に関して紛争が生じた場合には、那覇地方裁判所を管轄裁判所とする。

(長期継続契約)

第 2 4 条 本契約は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は、甲は本契約を解除できるものとする。

2 前項の場合において、甲はこれによって生じた乙の損害についてはその責を負わない。

(個人情報の保護)

第 2 5 条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び別紙個人情報取扱特記事項を守らなければならない。

(協議)

第 2 6 条 本契約に規定された事項について疑義を生じ、又は本契約に規定がない事項で必要が生じたときは、沖縄県の関係条例及び規則等によるほか、甲乙協議して決定する。

この契約の締結を証するため、本契約書を 2 通作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

甲 沖縄市美原 1 丁目 6 番 3 4 号
中部合同庁舎 2 F
沖縄県中部農林土木事務所
所 長 親川 健作

乙

別紙

個人情報取扱特記事項(第25条関係)

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、本契約による事務を行うにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、本契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、本契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第4 乙は、本契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、本契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、本契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知)

第7 乙は、本契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、沖縄県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(資料等の返還等)

第8 乙は、本契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、本契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(調査)

第9 乙は、本契約による事務を行うにあたり取り扱う個人情報の状況について、甲の求めがあった場合は、随時調査報告することとする。

(事故発生時における報告)

第10 乙は、本特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第11 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。